

# 久留米ネットワークの会 会則

## 第一章【 総 則 】

### 第1条： 名 称

本会は、久留米ネットワークの会と称する。(以下、本会という)

### 第2条： 事務局

本会事務局は、久留米大学看護学科に置く。

## 第二章【 目的および事業 】

### 第3条： 目 的

本会は、会員相互の親睦・連携を推進するとともに、会員のがん看護実践の質の保証・向上に取り組み、がん看護の質の向上を図ることを目的とする。

### 第4条： 事 業

本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 年1回総会の開催
2. がん看護実践活動を報告・検討する検討会の開催
3. その他、本会の目的達成に必要な事業

## 第三章【 会員 ・ 組織 】

### 第5条： 会 員

本会の会員は、次の会員を持って構成する。

1. 正会員
  - 1) 久留米大学大学院がん看護専門看護師教育課程履修生および修了生
2. 賛助会員
  - 1) 本会の目的に賛同する看護師や教育職、その他の医療関係者
  - 2) 日本看護協会より、がん看護専門看護師と認定された者

### 第6条： 役 員

本会には、次の役員をおく。

1. 代表世話人 1名
2. 世話人兼監査 1名
3. 会計 1名

### 第7条： 選 任

1. 役 員は、本会総会での了承を得て、承認を得る。
2. 役員任期は、4月1日から3月31日までの1年とし、再任は妨げない。ただし、引き続き3年を超えて在任することはできない。但し、感染症蔓延等の非常事態においてはこの限りではない。
3. 役員交代において、少なくとも1名は前年度役員は継続して在任することとする。

#### 第 8 条： 役員の職務

本会の役員は次の職務を行う。

1. 代表世話人は、本会を代表し、運営を円滑に行うために会務を総括するとともに、関係機関との連絡・調整を行う。
2. 世話人は代表世話人の補佐および各役員分担の業務の活動支援を行うとともに、本会則および細則、議事録など書類の管理を担当する。
3. 会計は、本会の運営に必要な会計業務を担当する。
4. 監査は、本会の活動および会計を毎年 2 月までに監査する。

### 第四章【 運 営 】

#### 第 9 条： 総 会

本会は、年 1 回総会を開催する。

1. 総会は、正会員により構成し、代表世話人が招集し議長となる。
2. 総会は、年一回開催する。但し、必要のある場合は臨時総会を開催する。
3. 総会では、事業案、会則の改正、役員の決定、その他本会の運営に関する重要な事項について審議・報告し議決する。ただし、会則の改正については、適宜改正が必要な場合、役員間で検討後、正会員の承認を得た場合は改正有効とする。
4. 総会において、役員は会務、事業内容、会計、その他の状況を報告する。
5. 総会は、委任状を含め正会員の過半数の出席 (Web による出席を含む) をもって成立する。

#### 第 10 条： 役員会

代表世話人は、役員会を招集する事ができる。

1. 役員会の構成は、代表世話人に一任する。

#### 第 11 条： 検討会

本会は、がん看護実践活動を報告・検討する場として、検討会を開催する。

1. 本検討会については、細則に従う。

#### < 付 則 >

1. 本会会則は、平成 25 年 6 月 1 日より適用される。
2. 会則の改正は、平成 28 年 6 月 1 日より施行する。
3. 会則の改正は、平成 31 年 4 月 30 日より施行する。
4. 会則の改正は、2021 年 9 月 30 日より施行する。

## 久留米ネットワーク 検討会 細則

### 【 目 的 】

第 1 条 本細則は、久留米ネットワークの会 会則第 11 条に基づき、必要な事項を定める。

### 【 検討会の運営 】

第 2 条 久留米ネットワーク 検討会の年間運営(スケジュールなど)については、総会にて検討し、役員会で決定する。

### 【 検討会の運営 概要 】

第 3 条 検討会担当者による検討会は、以下に沿って行う。

1. 役員会は、総会前月までに、会員の中から次年度検討会担当者を指名し、委嘱する。
2. 検討会担当者は、1 回につき 2 名以上で担当する。
3. 検討会担当者は、検討会の企画運営など、以下を行う。
  - 1) 検討会の開催場所の調整
  - 2) 検討会への事例提供もしくは事例提供者への依頼・調整
  - 3) 検討会開催の会員への周知
  - 4) 検討会の開催報告書の作成
4. 役員は、検討会担当者の企画運営についてサポートを行う。

### 【改廃】

第 4 条 この細則の改廃は、役員会が行う。

### < 付 則 >

1. 本会会則は、平成 25 年 6 月 1 日より適用される。